



嘉徳海岸(鹿児島県大島郡瀬戸内町) 撮影者: 杉田峻介

厳戒態勢の大阪で開催されたG20は無事閉幕しました。G20でも取り上げられましたが、プラスチックによる海洋汚染が最近になって国際的に重大な環境問題として認識されるようになりました。海中に漂う廃プラスチックの総量については、海洋生物の総重量に匹敵するという推計もあり、海は既にプラスチックのスープになっている、という比喻もされています。報道によれば、大阪湾に漂うレジ袋は300万枚、ビニール片は610万枚に上るとの研究者による調査結果も発表されています。

とかくレジ袋が目の敵にされていますが、私たちの日常生活は、使い捨てのプラスチック容器やプラスチック製品で埋め尽くされています。自然と関わる農業や漁業も大量のビニール製品や発泡スチロール製品を使用して成り立っています。私達の暮らしのあり方すべてが海洋に漂う大量のプラスチックにつながっているのです。

廃棄段階でのリサイクルのあり方や焼却するのか埋め立てかという処分方法の選択もちろん重要ですが、使用量の削減が最も重要で最も効果的な対策であると思われます。国民ひとり当たりのプラスチック消費量は、世界ではアメリカが1位、日本が2位だそうです。このような状態では、日本には「もったいない」という言葉と伝統文化があるなどと国際的にアピールしてみても、恥をかかだけではないでしょうか。

事業者も消費者も共に知恵を絞って工夫して、プラスチックの使用削減に取り組む必要があると思います。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士 池田健人

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦／事務局一同

# 身近にある解体工事でのアスベストばく露の危険

## ～西宮こしき岩アスベスト裁判を終えて～

西宮こしき岩アスベスト裁判弁護団  
弁護士 室谷 悠子

### 今も建物に残る大量のアスベスト

吸い込むと数十年後に肺がんや中皮腫など死に至る病を発症する恐れのあるアスベストは、かつては、断熱、防音材などで大量に使用されていました。現在、アスベストを使用した建物は全国に約280万棟残っているとされ、今後数十年が解体のピークと言われています。

### 解体工事でのアスベスト飛散の責任を問う裁判

閑静な住宅街にある兵庫県西宮市の旧夙川短大校舎11棟の解体工事(2013～14年に実施)で、アスベスト飛散があったとして、近隣住民が解体業者、事業主、監督機関の西宮市を訴えた裁判の判決が、4月16日にありました。

アスベスト隠しの疑惑が生じたのは、工事終了後。「建物が無いのにアスベストが探せるの?」と、相談を受けた当初は躊躇してまいりました。しかし、子どもたちの将来のためにどうしても真相を解明したいという住民の方の執念と、裁判に全面的に協力いただいた中皮腫・じん肺アスベストセンターの永倉冬史さんの「大量のアスベストがあったことは間違いない」という言葉に、強く背中を押され、現場の証拠保全を実施。1棟だけ残った建物からアスベストを発見されました。住民有志がチラシを配り、原告を募ったところ、3歳から81歳まで、38名の方が集まり、提訴に至りました。

### ずさんな工事や監督の実態が判明

23章 耐火被覆工事						
1. 耐火被覆仕様 (23.1.2) (23.2.1)	種類・耐火時間等 (指定番号は同等以上の性能を有するものを含む)(単位mm)	部位	種類	耐火時間(h)	指定番号	使用箇所
	石綿(含有)耐火被覆板 25			1	(明)(透)	(R)F
					C1121	新築 5F

裁判では、全ての設計図書が開示され、大量のアスベスト建材の使用記録や、解体事業者の届出の虚偽、アスベスト発見の機会を悉く逸した西宮市のずさんな監督や調査の実態などが次々と明らかになりました。

そして判決は、解体開始時に相当量のアスベストが



存在し、解体工事により、一定量が周辺に飛散したと認定。西宮市の対応は、法令の趣旨に即した妥当なものではなく、適切な権限行使があれば、「石綿が飛散することを防止する余地があった」と明言しました。ただし、工事中のアスベストの測定濃度が高くなかったことから慰謝料請求は棄却されました。

また、判決は、大気汚染防止法や兵庫県条例上の行政権限は、住民の生命、身体、健康を守るため、「適時に適切に行使されるべきもの」として、監督機関である行政にアスベストについて積極的な調査義務や権限行使義務があることを認めました。これら判断は、今後、行政の積極的な関与を求める根拠として活用できるはずです。

### アスベストを飛散させない仕組みづくりを

アスベスト疾患を発症した方々が国や企業に損害賠償請求訴訟を提起し、請求を認める判決が次々として出ている中で、現在も現場労働者や近隣住民をアスベストにばく露させるような工事が横行していることに、何とも言えない理不尽さを感じます。

裁判を通じて、現行制度では、アスベストばく露する危険のある住民が、いかに蚊帳の外に置かれているかということを実感しました。判決を契機に、原告らは、解体工事の手に住民が参加する形でのアスベスト飛散防止の仕組みをつくろうと動き始めています。

# 宝塚斜面訴訟・一審判決

当事務所の池田直樹弁護士と杉田、他事務所の弁護士2名で取り組んできた、宝塚市内の宅地造成をめぐる訴訟で、画期的な判決が出ました。

弁護士 杉田 峻介

### 違法な二段積み擁壁の形成

本件で問題になっている場所においては、もともと古い練積み擁壁があり、その上が斜面になっていたのですが、斜面の上部で宅地開発がなされ、斜面上に新たに擁壁が設置されたことにより、「二段積み擁壁」が形成されました。

「二段積み擁壁」は、上部の擁壁やその上の建物等の荷重(重さ)が下の擁壁に作用して、下の擁壁が崩壊するなどの危険があることから、原則として禁止されています。斜面上に擁壁を作ることも、斜面の崩壊のおそれが生じることから、設置場所が規制されています。しかし、宝塚市(市長)は、宅地開発業者の開発許可申請について、計画にそのような「二段積み擁壁」が含まれるにもかかわらず、これを許可したため、業者はその計画のとおりに行事を行うに至ったのです。

### 市と業者に対する訴訟と判決

これに対し、斜面の直下に建物を所有している方と、造成された宅地の上に建物を所有している方が、擁壁や斜面が崩壊するおそれがあるとして、そのような事態を防止するための斜面の補強工事などを求めて宝塚



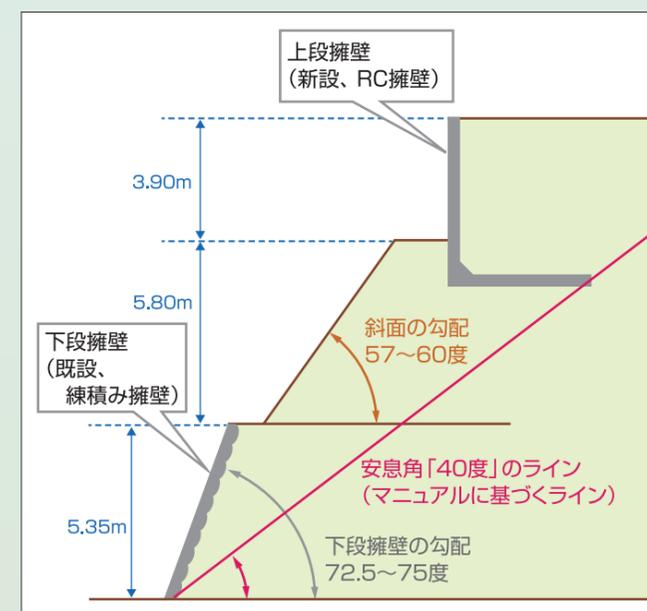
問題になっている斜面

市や業者に対して神戸地裁に提訴したのが今回の訴訟です。弁護団では、専門家の協力のもと、開発計画が審査基準に違反していることや、斜面の危険性などについて徹底した主張立証を行いました。その結果、神戸地裁は、今年4月16日に言い渡した判決で、宝塚市(市長)の開発許可は、二段積み擁壁に関する審査基準(兵庫県の宅地造成に関するマニュアルなど)に違反する違法なものであるとした上で、宝塚市長に対して、都市計画法に基づき、業者に対して斜面の工事を行うように命令するよう命じました。

今回裁判所が認容したのは、行政庁に対して一定の行政処分を出すように求める「義務付け請求」というタイプの請求ですが、行政処分には行政側の「裁量」が広いとされていることから、認容される事案は極めて稀です。今回の神戸地裁の判決は、緻密な検討と認定のもと(判決書は180頁以上に及びます)、宝塚市の判断が「裁量」を逸脱したものとして命令を命じた、画期的な判決です。本件は、住民の安心・安全を確保すべき行政側の対応が問題になっている事案であり、判決は、テレビや新聞で広く報道されたほか、建設業界紙「日経コンストラクション」でも紹介されました。

### 今後の審理

この訴訟は、原告側(※業者への請求などが認められなかったため控訴)と宝塚市の双方の控訴に伴い、今後、大阪高裁で審理されることとなります。弁護団では、引き続き、本件の解決に尽力していきます。



斜面を図式化したもの

# 暑中お見舞い申し上げます。



弁護士  
津田 浩克

## 夏の記憶

**夏**という言葉を想起するとき思い浮かぶのは、実家の集落の浜辺にある大きなガジュマルの樹です。照り付ける陽射しから難を逃れて緑陰に抱かれると、一瞬にして別世界になります。涼風が身体を包み、抜けていく。そのときの感覚は名状し難いのですが、肌は記憶にとどめていて、限りなく懐かしい。記憶の中に涼を求めつつ、今日も陽射しのなかをゆく2019年の夏です。皆様、ご自愛ください。



弁護士  
石飛 優子

## 事務所の改装

**本**年3月に、当事務所は改装工事を行い、エントランス、相談室、執務室が、新しくなりました。エントランスは、温かい雰囲気の皆様をお迎えできるよう、弁護士みんなで意見を出し合い、エントランスサインやクロス、装飾を選びました。普段、皆様にお入りいただく相談室は、間取りはほとんど変更がありませんが、一番大きな部屋

には、大型の電子黒板を設置し、これまで以上に、打ち合わせや会議が便利にできるようになりました。また、どの相談室にも、椅子や壁などにあすなるのテーマカラーである緑を配置しています。

自信作になっていますので(笑)、当事務所にお越しの際は、ぜひ、ご覧いただければと思います。



弁護士  
杉田 峻介

## キャリーケース

**仕**事でたくさんの書類や機材を持ち運ぶことが多く、RIMOWAのキャリーケースを愛用しています。私が使っているのはアルミ製で蓋が上向きに開く「パイロット」というシリーズで、中の物の出し入れがしやすく大変便利です。中敷きを改造し、A4のファイルが2列入るようにしているので、収納力も抜群です。

結構高かったのですが、半年間悩んでから買った経緯があります(笑)。

このキャリーケース、メーカー品で同種のものほとんどなく、いろんな人から、これいいよね、欲しい!と言われます。ところがこのシリーズは最近廃盤になってしまい、新品ではもう手に入りません。良い物は、長く作り続けて欲しいのにとっても残念です。私は、今使っているものを修理しながら、5年、10年と使い続けたいと思っています。



弁護士  
池田 直樹

## 夏のムシ探し

**仁**川沿いを犬と散歩しながら、かつて幼かった子どもたちと「ムシ探し競争」をしたことを思い出した。アリ、テントウムシ、バッタなど、葉っぱをひっくり返しては「見つけ!」と歓声を上げた。しかし今、身の回りのムシが激減している。頭の上に蚊柱は立たず、ハンミョウの道案内もない。銀バエを最後に見たのはいつだろう。たかる虫のいない夜の街灯が妙に明るい。異常気象、農薬、ウイルスなど人為的な原因だろう。蒸し暑い夏、路地でわいわい遊ばない子どもたちは冷房の効いた部屋に籠り、黙って宿題のプログラミングのバグ(ムシ)探しに興ずるのだろうか。「沈黙の夏」を無視せず、自然を復活させる活動を探す夏にしませんか。



弁護士  
室谷 悠子

## 森へ、川へ、田んぼへ

**も**うすぐ5歳になる娘には、周りの人たちに優しくできるばかりでなく、他の生きものにも優しい大人になってほしいというのが母の希望です。誰に似たのか自分を前に押し出す傾向が強く、前者の達成もいつになることやらです。さらに、都市のマンション暮らし、父母共働きで出張が多く生きもの飼えずという環境では後者は絶望的

と危機感を募らせる日々です。

そこで、生きものたちのいるところへと娘を積極的に連れて行っています。「みんな自分と同じように一生懸命生きている」と感じられる瞬間を重ねれば優しい大人ができあがるに違いないと信じているので、田んぼでおたまじゃくしを追いかけ、網を振り回す娘がうれしい母です。



弁護士  
和田 知彦

## 自然の中で感じること

**奄**美で生活をしてから、海で泳いだり、山の中に入ったり、滝に行ったり、生き物の観察に出掛けることが随分と増えました。自然は景色として眺めているだけでは感じ取ることができないこと沢山あるように思います。実際に海に入って、山に入って、そうすると、いかにその自然がかけがえのないものであること、自然の仕組みそれ自体が壊してはいけない絶妙なバランスで成り立っていることを感じます。これからは奄美の自然を次の世代に受け継いでいけるように、法律事務所として、新しい取り組みにもチャレンジしていきたいと思っています。



弁護士  
岩本 朗

## ダイビングのライセンス

**子**どものころ、「驚異の世界」というテレビ番組で、フランス人のジャック・クストー(アクアラングの発明者のひとり)が取り上げられているのを何度も観て、スキューバダイビングに憧れました。ダイビングのことはその後ずっと心の片隅にあったのですが、ライセンスを取得するタイミングをうまく掴めないうままでした。今年50歳になったこともあり、今年2月、一念発起して、奄美出張のついでに、念願のライセンスを取得しました。奄美の海は、珊瑚の白化で傷んでいるものの、魚の種類がとても豊富で、潜るたびに新鮮な感動があります。この間、走ることが趣味の中心でしたが、潜ることも加えて楽しんでいきたいと考えています。



弁護士  
齊藤 優摩

## 万年筆、始めました。

**万**年筆って使ったことありますか。普段仕事では、専らボールペンを使っていたのですが、今回、久しぶりに万年筆を使い始めました。久しぶりというのは、司法試験を受けるときに論文の試験があるのですが、万年筆だとさらさら書いて疲れないので、その時は専ら万年筆を使っていました。今はボールペンと万年筆を場面に応じて使い分けていますが、久しぶりに万年筆を使ってみると、気持ちの切り替えにもなりますし、書きやすく満足しています。万年筆は使い続けると、ペン先が削れてきて、書き味が良くなっていくと言います。そうなるまでしばらくは、機会を見つけて、万年筆を使っていこうと思います。



弁護士  
平林 佳江子

## 旅の醍醐味

**関**西国際空港の展望台の中に、機内食を提供してくれるレストランがあることをご存じでしょうか。数か月前になりますが、友人と初めて行ってみました。機内食と言えば旅の醍醐味のの一つで、飛行機に乗る際にはいつも楽しみにしています。特に、アジア系航空会社はその国ならではの機内食を提供していることも多く(例えばタイ系航空会社のエビグリーンカレーや、韓国系航空会社のビビンバなど)、学生時代に一人旅をしていた頃は、毎回違う航空会社を利用して少しずつ異なる旅の醍醐味を堪能していました。

開放感のあるレストランで駐機場と飛行機の発着陸を観ながら食べる機内食は、狭い機内で食べる本来の旅の醍醐味とは一味違ったものでしたが、様々な国の飛行機を眺めながら「あの国へも行ってみたいな」と思いを馳せることができ、なかなか素敵な体験でした。



弁護士  
原 正和

## ブルネイで研修

**ゴ**ールデンウィーク中、日本ラグビー協会のジュディシヤル・オフィサー(JO)として、ワールドラグビー主催の研修に参加してきました。今回はアジア諸国のJOを対象にした研修であったため、場所はブルネイでした。ラグビーはその競技の特性上、どうしても一定の危険がつきまといます。選手の安全を確保し、競技のさらなる普及を推進するためには、危険なプレーに対しては毅然とした態度で臨まないといけません。レッドカード相当のファウルプレーに対していかなる制裁処分(出場停止処分)を課するのが適切かを判断するJOの役割はとても大切なものです。いよいよ9月からラグビーワールドカップ(WC)が日本で始まります。WCのJOは、ラグビー伝統国のJOが担当するようですので、残念ながら私の出番はなさそうですが、オブザーバーとして参加して勉強したいと考えております。



弁護士  
黒田 祐史

## パートナードッグカーニバル

**少**し前になりますが、ゴールデンウィークに鶴見緑地で「パートナードッグカーニバル」という犬の殺処分ゼロを実現するためのチャリティイベントが開催されました。主催者の方にお声かけ頂いたのがきっかけだったのですが、元々犬が好きで、殺処分ゼロの活動にも興味があったので

参加しました。

有名人のトークショーなど色々なイベントがあり、色々な種類の犬に触れ合うこともできたので、犬を飼っていない私でも大変楽しめました。

2日間で1万5000人が来場し大盛況だったこともあり、来年も開催されるようです。

犬好きの方、犬の殺処分ゼロの活動に興味がある方は是非ご参加ください。



弁護士  
池田 健人

## 法曹界にもIT化の流れ

**遂**に(というかやっと)、日本でも裁判のIT化が進められようとしています。この取り組みでは、民事裁判手続において、インターネットでの訴状の提出、裁判期日のオンライン調整、テレビ会議システムによる審理等が可能となるようなIT化がその達成目標とされています。

今までは、わざわざ書面や期日調整をFAXで送ったり(この令和の時代に…)、期日の進行を確認するためのために往復2時間以上かけて裁判所に行くこともあったので、これからは、より我々の業務も効率化されていくのかなと思います。

個人的にも、この流れに乗って、裁判資料を紙ベースで持ち歩くのではなく、データ化してタブレットで持ち運ぶようにしようかなと目論んでおります。

## 奄美大島・嘉徳浜住民訴訟

弁護士 和田 知彦

奄美大島の南部にある嘉徳(かとく)海岸の砂浜を守るための取り組みを始めました。嘉徳は、おそらく沖縄県も含む南西諸島で唯一の自然のままの海岸と川が残され集落と共存している場所です。奄美大島ではこれだけ広い砂浜はもう他に残されていません。

この嘉徳海岸で、高さ6.5m、全長180mの巨大なコンクリート製の護岸建設計画が立てられています。きっかけは、平成26年の台風による砂浜の浸食でした。しかし、その後、嘉徳海岸の砂は自然の力で回復を続け、浸食が発生した当時に2段に渡って設置された大型のサン

ドバッグがほとんど埋まるまで砂は回復しています。

計画の背景には、公共事業と補助金の関係、集落の人口減少と高齢化など様々な問題があります。しかし、私たちは、今の嘉徳の砂浜の状況を踏まえれば、コンクリートの巨大な護岸ではなく、もっと自然を活かした方法で浸食対策を実施できると考えています。

今ある自然を守ろうとすることは大変なことです、少し長い目で見れば、次の世代に大切なものを残すことに繋がります。嘉徳浜と嘉徳川の自然を残すことができれば、日本全国でも本当に貴重な観光資源になり、奄美の魅力さをさらに広めることもできるはず。奄美の自然を次世代につなげるため、今後も必要な取り組みを続けていきたいと考えています。

## 奄美あすなろだより



### 世界自然遺産登録と 未来の奄美のための選択

弁護士 和田 知彦

「世界自然遺産」との関係で奄美が取り上げられるようになって数年が経ちました。今年はIUCN(国際自然保護連合)による現地調査も行われます。世界自然遺産登録の可否は、IUCNが提出する報告書に基づいて、ユネスコが決定しますが、早ければ、来年には世界自然遺産への登録が決まります。

既に、世界自然遺産登録による観光客の増加を見越して、水面下では様々な公共事業や民間の投資が進んでいます。これまでも様々な公共事業が実施され、今後も計画されています。空港に近い北大島では、少しずつ土地の取引価格が上がり、海岸沿いを中心に取引がされています。新しい建物も建っています。世界自然遺産に登録されれば、さらに多くの投資や開発がもたらされます。

事業や産業があつて初めて地域は活性化するので、それ自体は良いことだと思います。問題は、その中身と影響です。どのような事業も一時的には収益になりますが、中長期的に見たときに奄美の未来に何をもちたすのかをよく考えなければいけません。

奄美の未来をどうするのか、その選択は今の奄美に関

わる一人一人に委ねられています。未来が来てから振り返って過去を変えることはできません。そうであるからこそ、一度立ち止まって考えてみてほしいと思っています。島では「先祖を大事にする」ということがよく言われます。奄美の豊かな自然、珊瑚が群生する海や自然の川や深い森、これらも先祖が残してくれた他に代えられないものなのではないでしょうか。

奄美は世界自然遺産登録による観光客の増加による経済効果に期待していますが、実際に奄美を訪れる観光客も奄美の豊かな自然を求めて来ています。

世界自然遺産への登録は奄美の大きな転換点になります。私は、世界自然遺産登録が奄美の自然を未来につなげて地域を盛り上げるきっかけになってほしいと願っています。世界自然遺産が、奄美の豊かな自然を壊したり、地域の人々の静かな生活を脅かしたりするきっかけになることは望んでいません。奄美の未来は今の奄美に関わる一人一人に委ねられています。私たちの事務所も、奄美の未来に何をもちたすことができるのかをよく考えて、奄美の未来のためになる選択ができるようでありたいと考えています。



## 日本環境法律家連盟

525億と2万1130人。2017年度、相続人不在で国に遺産が行ってしまった金額と人数です。その多くがご本人が人に迷惑をかけないようにと一生懸命努力した

結果として遺されたご自宅や貯金などでしょう。「みどりの遺言」は、自分の意思がしっかりしている間に人生後半のプランを立てて書面化し、お世話になる人を手配し、残った場合の遺産の一部を環境団体等に寄贈して、「環境」の中にご本人の生きた証を遺すプロジェクトです。詳しくは「みどりの遺言」で検索を。



夏季休暇の  
お知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

大阪事務所・奄美支所

8月13日(火)～8月15日(木)

